

特別図書資料解説 モスラー教授旧蔵書コレクション



法学部教授 岡野 祐子

モスラー教授コレクション

ヘルマン・モスラー教授は、ラインラントのヘネフに生まれ、大学卒業後、国際法の研究機関であるベルリンのカイザー・ウィルムヘルム研究所に移籍し、戦後1946年にボン大学で教授資格を取得。同年、フランクフルト・アム・マイン大学で講座を受け持ちました。その後、当時のアデナウワー首相の下で、ドイツ連邦共和国外務省法務局の任に就き、1954年には、ハイデルベルグのマックス・プランク研究所所長に就任するとともに、同じくハイデルベルグのルプレヒト・カール大学教授にも任ぜられました。1959年には欧州人権裁判所判事に指名され、その副理事も務めた後、1976年には、ハーグ国際司法裁判所の判事にも指名されています。

国際法及び国際私法のエキスパートとして、上記のような輝かしい経歴を持つモスラー教授が、研究活動の傍ら、生涯にわたって収集した蔵書は、同教授の幅広い学識と経験に裏打ちされた、きわめて質の高い貴重なコレクションとなっています。このたび本学図書館に所蔵されたのは、そのうちの国際私法関係と私法関係を中心とした文献320点（720冊）から構成されるものです。その内訳は、以下のようになっています。

1. 国際私法関係の文献
2. 1804年フランス民法典とフランス私法
3. 1811年オーストリア民法典とオーストリア私法
4. ドイツパンデクテン法学とドイツ私法
5. ドイツ法および19世紀ドイツ私法
6. プロイセン普通法と地方特別私法
7. ドイツ民法典と20世紀ドイツ私法
8. 1907年スイス民法典とスイス私法
9. イギリス法
10. イスラム法制の比較法的文献

国際私法関係文献

分類1は、国際私法における大家の名著のコレクションです。ここには、古くは16世紀フランス学派の中心の一人で、法規三分説を唱え、後世のフランス学派に大きな影響を及ぼしたダルジャントレ（1519-1560）、オランダ学派の影響を受け、アメリカの国際私法の礎となったストーリー（1779-1880）、法規分類学説を批判したドイツのヴェヒター（1797-1880）などの古い文献も集められています。そして、現在の国際私法学を語



『ブリュターニョ公国における慣習法註解』

る上で欠かせない、ドイツのサビニー（1779-1861）の名著『現代ローマ法体系』も全巻揃えられています。これは、その第8巻において彼が、「最も密接な関係のある地の法律」を適用すべしという、現在の国際私法における公理を初めて提示し、「国際私法におけるコペルニクス的転換」と評された、歴史的モニュメントともいえる文献です。

その他、サヴィニーの流れを汲むドイツのフォン・バルをはじめとして、サヴィニー以降の国際私法の文献としては、アメリカのピール、ドイツのノイハウス、ウルフ、イギリスのモリスなど、ここに全て列挙はできませんが、多くの基本書が揃えられています。また、グロチウスの名著『平和と戦争の法』も、国際法のみならず近代私法の分野にもまたがるものとして、本コレクションに含まれています。またこの文献は、1735年版のもので、歴史的に貴重な資料としての価値も注目されます。

私法の法典及び関連文献

分類2以下は、ヨーロッパを中心とした各国の私法の法典およびその注釈書をはじめとする私法関係の文献となっています。これは、ひとつには、国際私法は当初は独立した法典として設けられず、民法など他の法典の中の一部の規定として成文化されたという経緯から来たものです。例えば、1804年のフランス民法典は、その3条に国際私法規定が設けられ、国際私法立法の沿革上、極めて重要な意義を持つものです。また、それに続く1811年のオーストリア民法典にも、同様に国際私法規定が設けられました。さらに、1896年のドイツ民法典には、それ以前の立法に比して、質量ともに整備された国際私法の規定が設けられ、後の諸国の立法に大きな影響を与えています。このように、国際私法立法の沿革の研究対象として、当時の各国民法典

『自然的秩序に
おける私法』

『ローマ普通法における論争』

は重要な資料となっているのです。

もうひとつは、国際私法が、複数の国の関連したある事案にいずれの国の法律を適用するかという、準拠法決定のための規則であることから、各国私法の比較法的研究も必要となってくることにあります。そのため、本コレクションには、国際私法規定が設けられたものにとどまらず、より広い範囲の私法の法典ならびに注釈書などの関連文献が含まれています。モスラー教授がドイツの学者であることから、ドイツ法に関する豊富な資料が含まれていることはもとより、フランス法に関する文献や、オーストリア法に関する文献など、主としてヨーロッパの私法に関する文献が中心となっていますが、イスラム諸国の法制に関する文献も含まれており、その対象は、幅広く網羅されたものとなっています。その結果、本コレクションは、単に国際私法の分野にとどまらず、広く私法全般の研究や、その発展史の観点からも、極めて有益なコレクションとなっています。

貴重資料としてのコレクション

さらに本コレクションの特徴として明記すべきは、上記のような、幅広い領域にわたる資料が収集されているとともに、先にも少し触れましたが、1600年代、1700年代に出版された貴重な文献が多く含まれていることです。例えば、ドイツ民法の素地となったパンデ



『ローマ法大全』

クテン法学がローマ法継受の伝統を受けて構築されたことから、分類3には、『ローマ法大全』についても貴重なコレクションが揃っています。とりわけ、この『ローマ法大全』のうち、ゴトフレイドゥスとアックルシウスによる注釈がなされた『勅法彙纂』や『法学提要』がそれぞれ1612年の初版本で揃っているのも、きわめて資料価値の高い、貴重なコレクションとして注目されるといえるでしょう。

また、時代は少し下りますが、分類2には、先に述べた1804年のフランス民法典の初版本の他、ドイツの学者であるダニエルズによる同法典のドイツ語訳の初版本（1805年）や、同法典が1807年に「ナポレオン法典」の公式名称で改めて交付された後の、同じくダニエルズによるドイツ語訳の初版本（1808年）も揃えられています。さらには、同法典が、ライン同盟諸国中のバーデン大公国において公式に翻訳され採用された、いわゆる「バーデン・ラント法」の初版本（1809年）も入っており、これらのコレクションは、ドイツ語圏における同法典の影響を研究するにあたっての、貴重な資料といえるでしょう。



『勅法彙纂』・『法学提要』

おわりに

以上述べてきましたように、本コレクションは、ヨーロッパにおける国際私法や、私法の成立の経緯およびその後の発展を見るのに有用なコレクションです。また、基礎法などそれ以外の広い法分野においても貴重な文献であるといえるでしょう。これらの文献が図書館でまとめて利用できるようになりますので、本学の多くの教員、学生にとって利用価値の高い資料となり、比較法学的研究、歴史的研究においても、一層の充実が果たされると考えられます。これだけの貴重な資料がまとめて購入できる機会は稀有であることから、これらを散逸させることなく、まとめて所蔵することは、コレクションとしての価値を高めるばかりでなく、その文化的重要性もきわめて高いと考えられます。このたび本学図書館に所蔵されたこれらのコレクションが、ぜひ有効に利用される事を願っています。

岡野 祐子 (おかの ゆうこ)

関西学院大学法学部教授
国際私法、国際取引法専攻
著書『ブラッセル条約とイングランド裁判所』（大阪大学出版会）2002年発行